

東京の木多摩産材認証制度に関する 参考イメージ

令和 8 年10月 1 日

多摩産の木材（通称：多摩産材）

※東京の木多摩産材は多摩産材であるが、多摩産材が東京の木多摩産材であるとは限らない

多摩地域の適切に管理された森林



森林所有者

素材生産業者

協議会認証

多摩産材認証協議会が、
認証製材及び「とうきょうの木」商品の
原材料となる、合法性確認木材を産地認証

東京の木多摩産材

から
原木
素材
市場
購入等



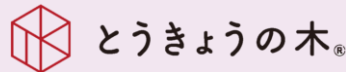
製材業者

認証製材



チップ等業者

『とうきょうの木』は、
一般の方に親しみを持ってもらえるよう、
多摩産材認証協議会が公募のうえ決定した表現です。
東京都においても『とうきょうの木』の表現を用いて広報活動を行います。



とうきょうの木。

具体的に資材や什器等の調達をご検討の方は、
製材業者・加工業者等へ以下のようにお伝えください。

- ◎丸太・木杭等資材や建材（無垢製材品）を調達する場合
→登録事業者（製材業者）へ『認証製材』が欲しいと注文
- ◎合板・集成材等加工材や什器、木工品等を調達する場合
→利用事業者へ『「とうきょうの木」商品』の〇〇が欲しいと注文
→業者問わず、東京の木多摩産材を原材料に用いた〇〇が欲しいと注文



利用事業者

「とうきょうの木」商品

一般（木育・法人含む消費者）向け広報 参考

令和8年10月1日

▼ 説明の流れ

① 森林と都民生活の関わり

森林には多様な機能があり、様々な形で都民の暮らしを支えている

② 「とうきょうの木」

適切に管理された都内森林から伐採された木は「とうきょうの木」

③ 都内森林への還元

「とうきょうの木」商品を使うことで、都内森林が健全に保たれる

▼① 森林と都民生活の関わり（森林の多面的機能の一例）



▼② 「とうきょうの木」



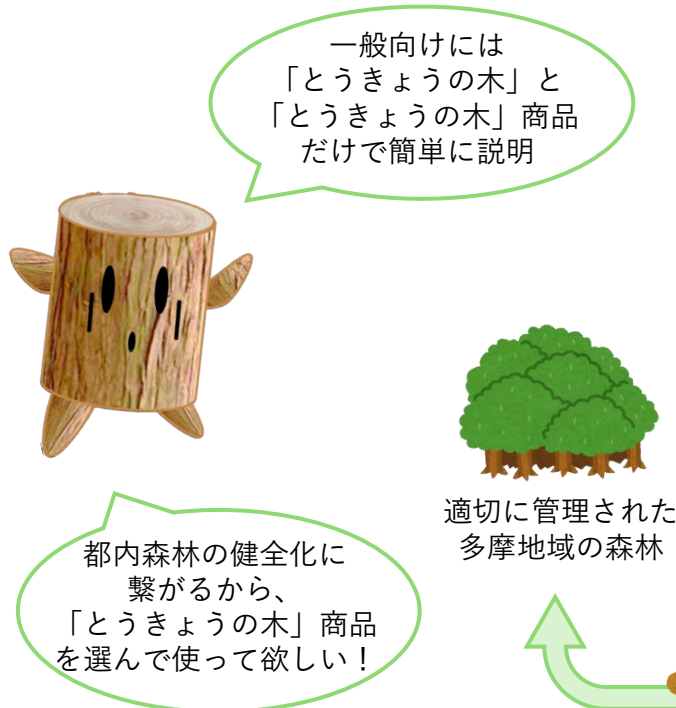
「とうきょうの木」

東京の多摩地域で大切に育まれた木材等

「とうきょうの木」商品

とうきょうの木を使って作った商品

▼③ 都内森林への還元



業界・都内部向け説明資料 参考 用語解説

令和8年10月1日



多摩産の木材（通称：多摩産材）

東京の木多摩産材

原木

枝葉

「とうきょうの木」商品

認証製材

チップ等

木由来製品

合板・集成材等



※桃色枠内側のものについては、「とうきょうの木」の表現を適用可能

多摩産の木材
(通称：多摩産材)

多摩産材は、認証制度以前より存在する、多摩地域で生産された木材の通称。
基本的に説明しない（説明する場合：多摩地域で生産された木材は、一般的に多摩産材と呼ばれます。）
都内部資料の大局的な内容の文章（事業名や議会答弁など）は『多摩産材』で説明。

「とうきょうの木®」

「とうきょうの木」は、広報用の包括的表現であり、特定の物体を示さない概念的な用語として捉える。
【東京の木多摩産材の説明をしない場合】「とうきょうの木」は、東京都の多摩地域で適切に管理された森林等から生産され、産地の証明と合法性が確認された木材等です。
【東京の木多摩産材の説明が既出の場合】「とうきょうの木」は、一般の方に東京の木多摩産材へ親しみを持ってもらえるよう、多摩産材認証協議会が公募のうえ決定した表現です。

東京の木
多摩産材

東京都の多摩地域で生育し、適切に管理された森林等から生産され、
多摩産材認証協議会によって産地の証明と合法性が確認された木材

認証製材

東京の木多摩産材のうち、伐採から製材までの過程を一貫して登録事業者が取り扱った無垢製材品

「とうきょうの木」商品

東京の木多摩産材を原材料とした商品等

※物品購入・工事における材料指定の際は、『とうきょうの木』は広報用の包括的表現であるため、仕様指定の記載としては不適。
『東京の木多摩産材』『「東京の木多摩産材」認証製材』『「とうきょうの木」商品』『東京の木多摩産材を原材料とした〇〇』等で指定されたい。

とうきょうの木に関する 補助金要綱等記載 参考

【凡例】 ① 該当例 ② 補助金用語定義例 ③ 発注図書等指定例 ④ 証明・確認方法

令和 8 年
10 月 1 日

要綱等では、「木材」と「合法性確認木材」を以下のとおり定義記載。

「木材」：合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。以下「CW法」という。）第2条第1項に定める「木材等」のうち、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針に掲げられた木材。

（※リサイクル材由来の建材等を補助対象とする場合は以下追記）
なお、一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするものも木材に含むものとする。

「合法性確認木材」：CW法第7条第2項に定める「合法性確認木材等」のうち、木材。

東京の木多摩産材

- ① 丸太・枝葉等素材、無垢製材品、木材チップ等
- ② 東京都の多摩地域で生育し、適切に管理された森林等から生産され、多摩産材認証協議会によって産地の証明と合法性が確認された木材。
- ③ 「東京の木多摩産材」を指定。
- ④ 東京の木多摩産材認証確認書



森林所有者



素材生産業者

東京の木多摩産材由来の建材（木材）

- ① 合板・集成材等や認証製材、並びにそれらのプレカット材等
- ② 東京の木多摩産材を原材料とした、木材の建材
- ③ 『東京の木多摩産材を原材料に用いた、木材の建材を使用』等
- ④ 原材料として用いた、東京の木多摩産材の認証確認書、若しくは認証製材または「とうきょうの木」商品の証明印付きの出荷伝票等

東京の木多摩産材由来の建材・什器・加工品

- ① 木由来の建材（複合素材含む）、什器、加工品（精油等含む）
- ② 東京の木多摩産材を原材料とした木製什器・加工品等
- ③ 『東京の木多摩産材を原材料に用いた〇〇を納品』
- ④ 原材料として用いた、東京の木多摩産材の認証確認書、若しくは認証製材または「とうきょうの木」商品の証明印付きの出荷伝票等



非利用事業者

認証製材

※R7.9月までは「東京の木多摩産材」と呼称



製材業者

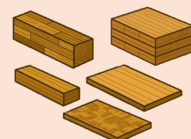
- ① 無垢製材品（合板・集成材等の原材料除く）
- ② 東京の木多摩産材のうち、伐採から製材までの過程を一貫して登録事業者が取り扱った無垢製材品（登録事業者（製材業者）が納品する場合、丸太や製材過程で生じた端材・木くず等もこれに含む）
- ③ 『「東京の木多摩産材」認証製材』を指定。（略称：認証製材）
- ④ 登録事業者（製材業者）から発出され、東京の木多摩産材である旨の証明印付きの出荷伝票



チップ等業者

- ① 木材チップ等（合板・集成材等の原材料含む）
- ② 東京の木多摩産材のうち、登録事業者（製材業者またはチップ等業者）が納品するチップ等
- ③ チップ等の仕様において「東京の木多摩産材」を指定。（略称：なし）
- ④ 登録事業者（製材業者・チップ等業者）から発出され、東京の木多摩産材である旨の証明印付きの出荷伝票

「とうきょうの木」商品



利用事業者

- ① 合板・集成材等、木由来の建材（複合素材含む）、木由来の加工品（精油等含む）
- ② 東京の木多摩産材を原材料として利用事業者が製造した商品等
- ③ 『「とうきょうの木」商品』の納品を指定。
※製造元は利用事業者に限られるが、納品者が利用事業者から『「とうきょうの木」商品』として仕入れ、加工等しないのであれば、非利用事業者でも納品可能。
- ④ 利用事業者から発出され、東京の木多摩産材を原材料としている旨の証明印付きの出荷伝票